

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不利益処分名	徳島市立図書館資料の利用の制限等
根 拠 法 令	徳島市立図書館条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	株式会社図書館流通センター 徳島市立図書館（電話 654-4421）
処 分 基 準	<p>【根拠条文】</p> <p>○徳島市図書館条例 （図書館の利用の制限等） 第9条 指定管理者は、図書館の秩序を乱すおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、図書館及び図書館資料の利用を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>1 図書館資料の返却期日から起算して1カ月（自動車文庫による貸出しの場合は3カ月）を経過しても当該図書館資料を返却しない者に対して、督促を行い、返却を求めたにもかかわらず、なお返却しない者に対して、当該図書館資料が返却されるまでの間、新たな貸出し等を承諾しないことができる。 （徳島市立図書館資料の貸出しに関する要綱第7条第1項関係）</p> <p>2 延滞を繰り返す等の悪質な者については、一定期間新たな貸出し等を承諾せず、又は登録を取り消すことができる。 （徳島市立図書館資料の貸出しに関する要綱第7条第2項関係）</p> <p>3 図書館の利用者による資料の亡失又は汚損・破損を原因とする弁償を求めた場合において、弁償期限の30日を経過しても弁償されないときは、徳島市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、当該利用者に対し、新たな資料の貸出し等又は現に貸し出している資料の貸出しの延長を承諾しないものとする。 （徳島市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱第5条関係）</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日